

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2021

奈良県信用保証協会レポート

ごあいさつ



奈良県信用保証協会
会長 松谷 幸和

平素は、奈良県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会における令和2年度の事業活動および中期事業計画、今年度の経営計画等についてご報告するディスクロージャー誌「奈良県信用保証協会レポート2021」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、信用保証制度や当協会の取り組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

県内中小企業・小規模事業者を取巻く経営環境は、生産性の伸び悩みや経営者の高齢化による休廃業の増加、ならびに人手不足の深刻化など懸念材料も依然として残っており、今後、当協会は事業承継支援にも注力し、中小企業・小規模事業者の皆様へ寄り添える「よき相談相手・よきパートナー」となることを目指しています。

また、コロナ禍で厳しい経営状態にある中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、さまざまな局面で必要とされる多様な資金需要に対し、トータルサポートのできる信用保証協会として、今後とも地域に根差し、地域経済の発展を促し、生産性向上・地方創生に寄与するべく努めてまいりますので、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今後も関係機関の皆様のご協力のもと、「企業とともに未来を拓く」をキャッチフレーズに役職員一丸となって地域経済の発展に取り組んでまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

NARA CREDIT GUARANTEE REPORT 2021

Contents

■ 奈良県信用保証協会の概要	2
■ コンプライアンス態勢	4
■ 個人情報保護	6
■ 信用補完制度のしくみ	8
■ 中期事業計画	10
■ 年度経営計画	12
■ 当協会の主な取組み	16
■ 信用保証の動向	24
■ 2020年度決算	28
■ 信用保証業務の概要	32
■ 役員名簿	38
■ 組織機構図	39
■ 担当地域と事務所のご案内	40

奈良県信用保証協会の概要

プロフィール

令和3年3月31日現在

法人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
基本財産	199億円
保証債務残高	32,205件 4,882億円
保証利用企業者数	16,255企業
常勤役員	5名
職員	70名
事務所	本店 奈良市法蓮町163番地の2 高田支店 大和高田市幸町2番33号（奈良県産業会館内）

あゆみ

昭和24年12月3日	「財団法人奈良県信用保証協会」設立認可 事務所 奈良市橋本町16番地（南都銀行内）
昭和27年7月5日	事務所移転 奈良市東向中町8番地（県森林組合連合会内）
昭和28年11月1日	事務所移転 奈良市東向中町6番地（大和経済倶楽部内）
昭和29年7月15日	信用保証協会法に基づく法人組織変更認可 名称「奈良県信用保証協会」
昭和47年11月25日	新事務所落成 新事務所：奈良市法蓮町163番地の2
12月4日	新事務所業務開始
平成6年7月1日	高田支店開設 事務所：大和高田市幸町2番地33号（奈良県産業会館内）



本店



高田支店(奈良県産業会館内)

基本理念

事業の維持、創造・発展に努める中小企業者に対して公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

基本方針

経営の発展に努める中小企業者の現状を把握し、そのニーズに的確・迅速に対応するとともに、当協会の経営基盤の充実を図り、革新性や創造性を発揮できる人材の育成に努め、信用補完機関としての機能を十分に果たします。

- ① 適正保証の推進
- ② 期中管理への柔軟な対応
- ③ 実状に則した求償権回収
- ④ 業務改善と効率化の推進

シンボルマーク

平成26年度創立65周年の記念事業の一環として、当協会職員がシンボルマーク・キャッチフレーズを考案しました。



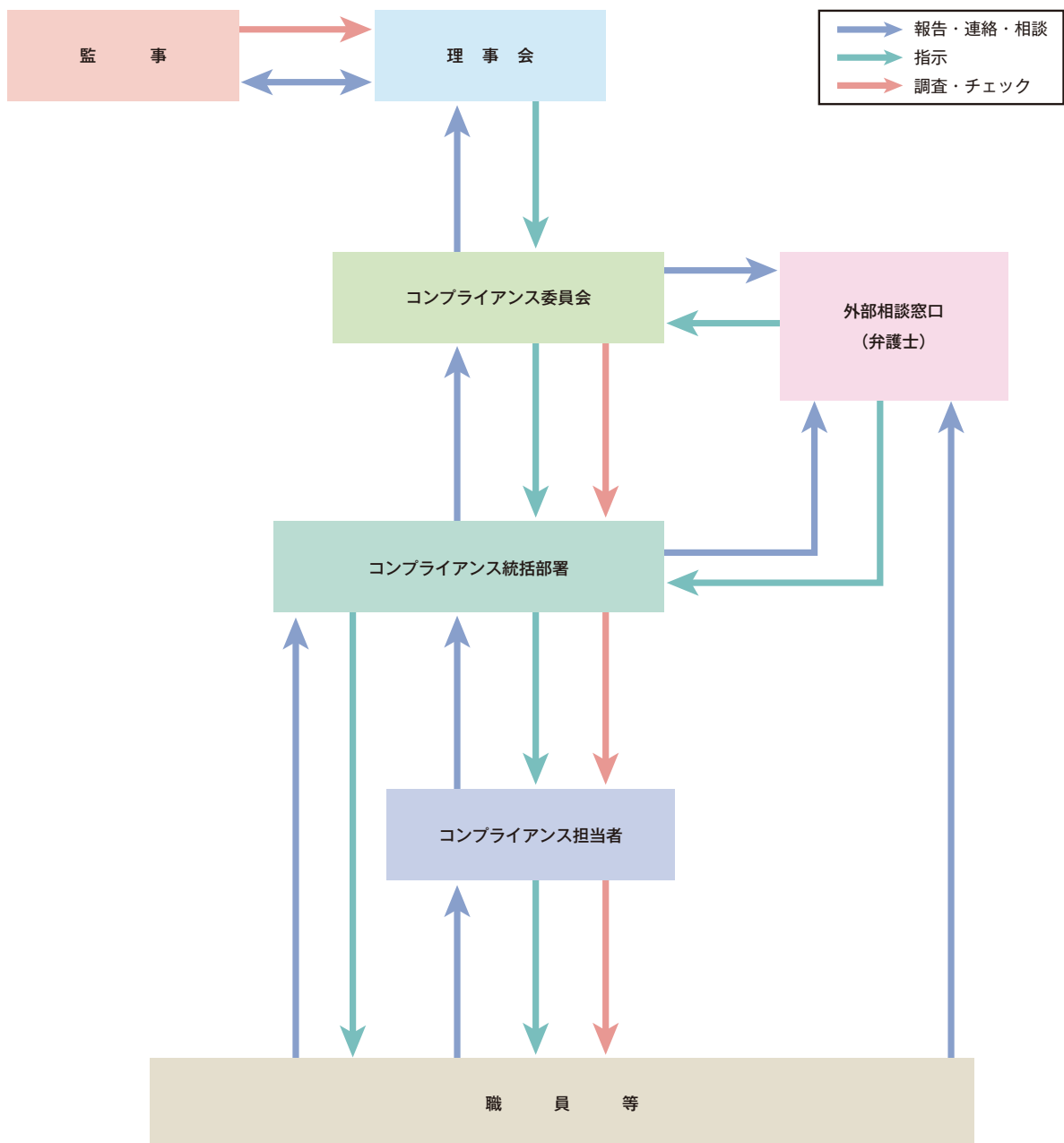
コンプライアンス態勢

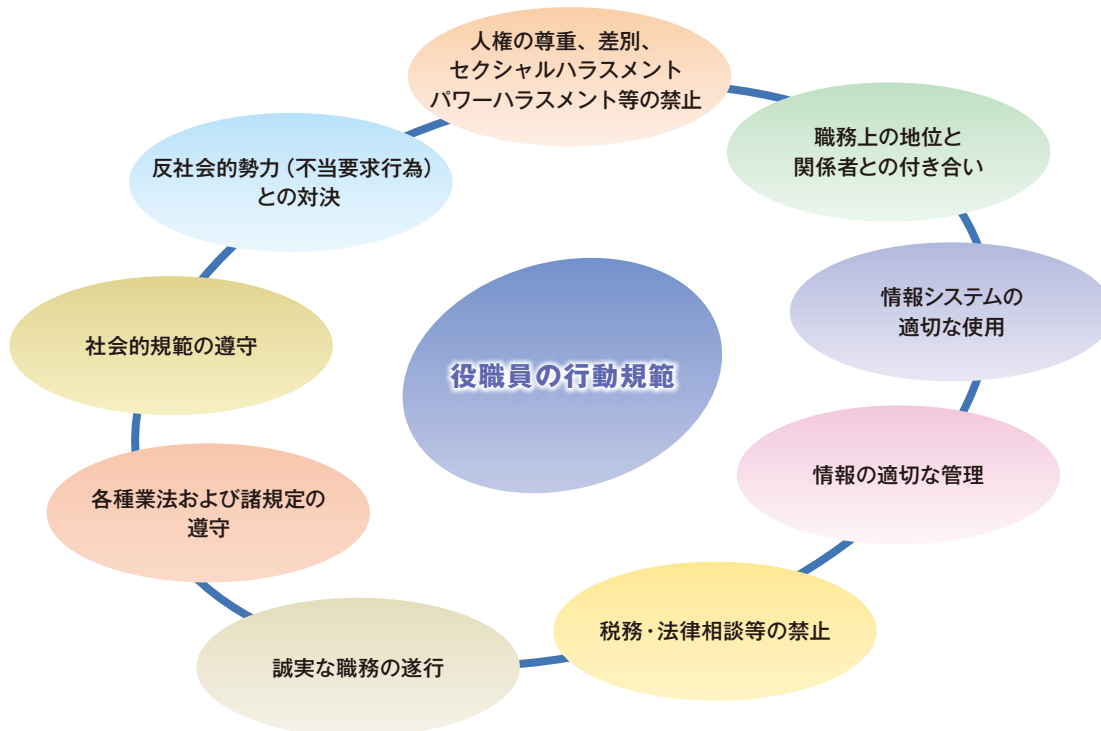
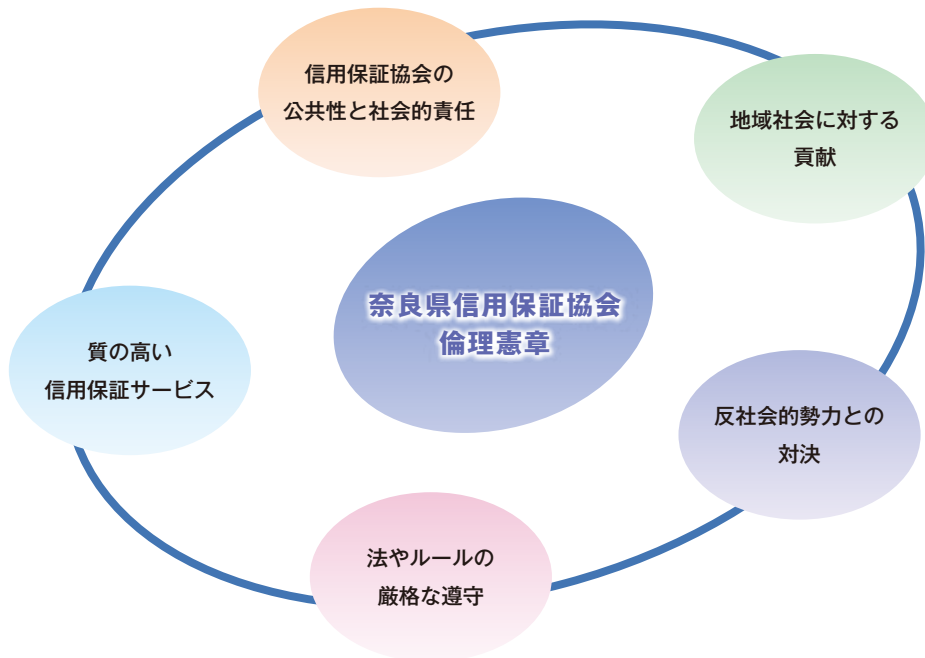
奈良県信用保証協会は、公的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じ揺るぎない信頼を確立するため、当協会役職員はコンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

このコンプライアンスを実践していくために「奈良県信用保証協会倫理憲章」を定め、「具体的行動規範」に基づいて行動しています。

また、コンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、統括部署を定めコンプライアンス・マニュアルの整備や実践状況の把握に努めています。

コンプライアンス組織体制図





個人情報保護宣言

奈良県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

（1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

（2）個人情報の取得・利用・提供

- ・ 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・ 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・ お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

（3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（4）個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

（5）個人データの委託

- ・ 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・ 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着用してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1件につき300円）をいただきます。

(7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。
調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口等について

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

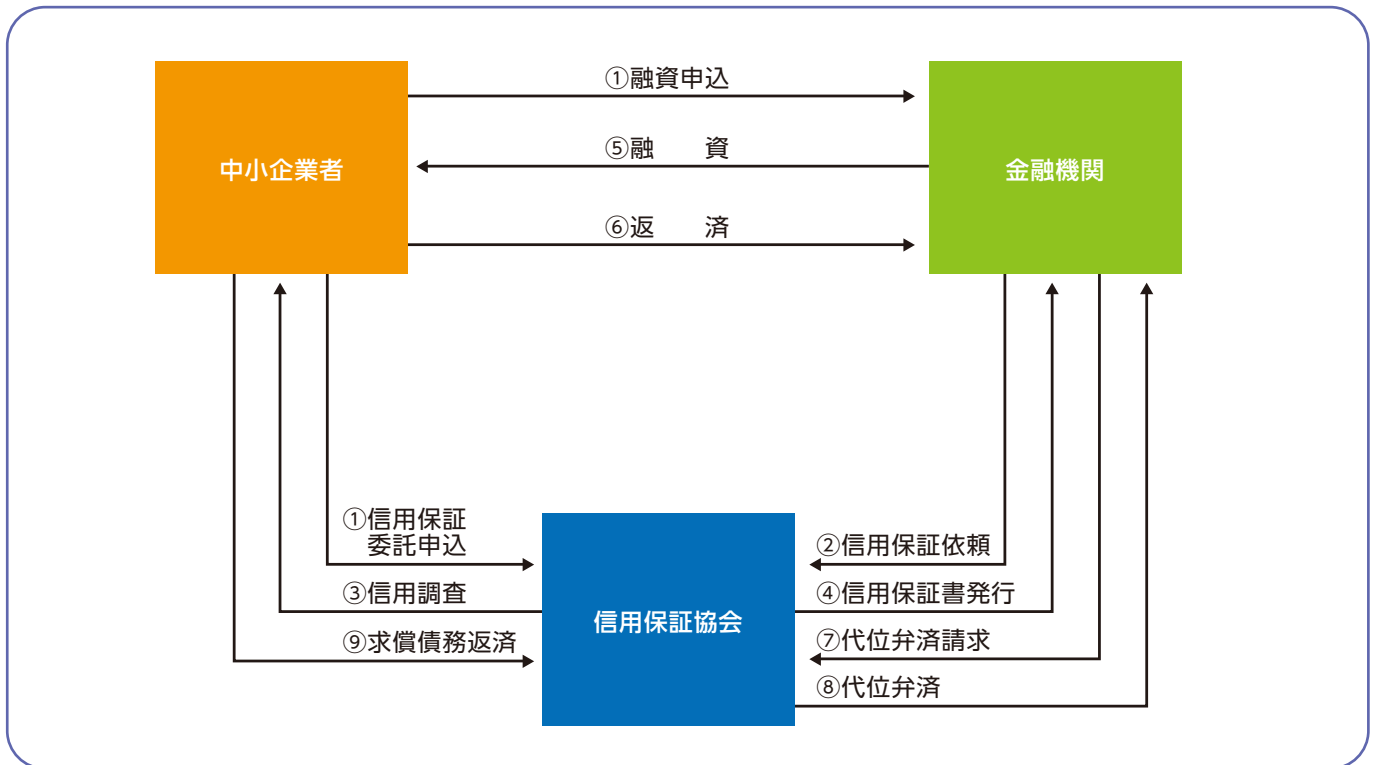
住 所 奈良市法蓮町163番地の2 **電話番号** 0742(33)0551 **部 署 名** 総務企画部



信用補完制度のしくみ

中小企業・小規模事業者が金融機関からの事業資金の融資を受ける際に債務を保証する信用保証制度と、これを国が出資する(株)日本政策金融公庫によって再保険する信用保険制度が連結した制度を信用補完制度といいます。

信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者は、保証協会または金融機関に信用保証委託申込書による申込みをします。一部の保証制度においては、市町村の商工担当課でも申込をすることができます。
- ② 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- ③ 協会は、申込みのあった中小企業者に対して信用調査をします。
- ④ 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ⑤ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資をします。このとき中小企業者は、所定の保証料を、金融機関を通じて協会へ納めます。
- ⑥ 中小企業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- ⑦ 中小企業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑧ 協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。
- ⑨ 協会は、中小企業者に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度のしくみ



- ① 協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則としてすべて保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫との間で締結します。
- ② 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③ 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、公庫に保険金を請求します。
- ④ 協会は、この請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の70%~90%)で保険金を受領します。
- ⑤ 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。

中期事業計画

中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

業務運営方針

奈良県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者（以下適宜「中小企業者」という。）に対し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、経営支援に対する取り組みの意識改革を図り、従来にも増して経営支援を推進します。

そのためには、(1)中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化、(2)地域に密着した業務の推進、(3)人事と組織の活性化等が重要と認識し、諸施策を実施します。

こうした取り組みにより、中小企業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間に於いて、業務上の基本方針について、次に掲げる事項を主要項目として積極的に取組みます。

（1）中小企業・小規模事業者の実情に応じた適切な支援の充実・強化

① 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する資金繰り支援の強化

・新型コロナウイルス感染症拡大により様々な影響を受けた中小企業者に対し、地方自治体や金融機関等と連携し、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。

② 経営支援・創業支援の充実・強化

・引き続き創業前の相談から中小企業者のライフステージに応じた各種保証制度や専門家派遣制度等を活用しつつ、迅速かつ効果的な支援を実施します。

③ 事業承継の円滑化支援・事業再生支援の充実・拡充

・事業承継の課題を抱える中小企業者に対して、「事業引継支援センター」、「奈良県事業承継ネットワーク事務局」等関係機関と連携するとともに、各種事業承継保証制度の利用を促進し、事業承継支援の充実・拡充を図ります。

④ 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

・中小企業者の安定的な資金調達を支援し経営改善・生産性向上に資するため、金融機関との対話により当該企業への支援方針を共有することで、保証付き融資とプロパー融資を組合せ、適切なりスク分担に柔軟に対応します。

⑤ 円滑な撤退の支援

・経営改善や事業再生、事業承継の先行きが見通せない中小企業者に対しては、経営者自らが廃業を望む場合には、円滑に廃業できる支援を講じます。

⑥ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

・地域に密着した公的性質を有する保証協会として、地方自治体や金融機関等との連携を図りながら、地方創生に一層の貢献を果たしていくための取組を推進します。

⑦ 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

・引き続き経営支援関連データを蓄積していくとともに、その効果の分析を行い活用することで、経営支援のさらなる充実を図ります。

⑧ 回収の合理化、効率化

・代位弁済時の初動および回収見込みの見極めの早期化を徹底し、求償権債務者の資産・負債の状況に応じた柔軟な措置を行います。

・完済見込みのない定期弁済を継続している求償権保証人に対し、「一部弁済による連帯保証人債務免除ガイドライン」を活用し、回収の最大化を図ります。また、回収の見込みのない求償権債務者については、速やかに管理事務停止を実施し、求償権整理を進めて回収の効率化を行います。

⑨ 求償権先の再生支援

・代位弁済後も事業を継続しながら誠実に返済を履行している場合や、再チャレンジを目指す求償権債務者には、求償権消滅保証、または、「経営者保証ガイドライン」を活用し、求償権整理を行うことによる再チャレンジの支援を行います。

(2) 地域に密着した業務の推進

① 中小企業者との接点強化

- ・中小企業者への企業訪問や対話を通じ、経営実態の把握に努め、中小企業者の視点に立ったタイムリーな信用保証を提供します。

② 金融機関・関係機関等との連携強化

- ・金融機関及び関係機関との勉強会や事例研究会などを継続的に開催することにより、金融機関・関係機関等の担当者と中小企業者の支援状況の情報やノウハウを共有することにより連携を強化します。

③ 金融機関紹介の取組体制の推進

- ・複数の金融機関と取引があり、十分な資金供給を得られない中小企業者に対し、当協会が仲介役となり、円滑な資金供給や経営改善支援などに取り組みます。

④ 経営者保証に依らない保証の推進

- ・経営者保証に依らない保証の推進を目的とした「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、金融機関の支援状況も踏まえ、ライフステージに応じた適切かつ柔軟な運用を引き続き推進します。

⑤ 顧客満足度向上

- ・中小企業者の協会利用状況を踏まえ、迅速な保証対応に努めるとともに、ライフステージに応じた各種支援に取り組み、「トータルサポートのできる保証協会」を目指します。

⑥ 広報活動の充実

- ・ホームページやSNS、月報、各種メディアにより計画的かつ積極的に広報活動を展開することにより、協会が果たしている役割や経営支援の内容などの具体的な取組みを広く発信します。

(3) 人事と組織の活性化

① 組織の活性化と強化

- ・将来の協会運営を見据え、長期的な視点にたつて計画的な職員の採用を行うとともに、現状の組織の課題や問題点を抽出・把握し、デジタル化やアウトソーシングなど合理的・効率的な組織体制の構築に着手します。

② 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

- ・信用保証及び関連の幅広い知識を持ち行動できる職員を育成するため、担当業務や経験年数に応じ外部研修に積極的に参加するとともに、内部研修やOJTを通じ職員の資質向上に努め、組織力の向上を図ります。

(4) その他

① 役職員のコンプライアンス態勢の徹底

- ・コンプライアンス統括部署を中心に、「コンプライアンス・プログラム」を計画的かつ確実に実行し、遵守状況の把握、諸施策の評価及びコンプライアンスマニュアルの整備状況を監視するとともに、コンプライアンス違反の起こらない環境を堅持し、コンプライアンスの徹底を図ります。

② 内部検査の実効性向上

- ・内部検査においては、ムリ・ムダ・ムラの観点から事務効率化やリスク管理に繋がる、提案型の検査体制を推進していきます。

③ 危機管理体制（BCP）の強化

- ・大規模災害やその他の緊急事態に備え、業務運営に支障をきたすことのないよう、「事業継続計画（BCP）」について、具体的な運用を確認する訓練などの実施により、その実効性を高めます。

④ 反社会的勢力排除の推進

- ・公知情報を中心に反社会的情報の収集を継続し、データベースの充実を図ります。また、関係機関と連携を図り、反社会的勢力の排除を行います。

年度経営計画

2021年度経営計画

1. 業務環境

財務省近畿財務局奈良財務事務所が発表した奈良県内経済情勢報告(令和3年1月判断)では、県内経済は、「新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にあるなか、一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある」としています。

しかし、今般内閣府が令和3年3月に発表した地域経済動向で「持ち直しの動きがみられる」から「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの一部に弱さがみられる」に変更しており、奈良県経済においても、新型コロナウイルス感染症による生産活動や県内観光業、個人消費への影響は大きく、引き続き厳しい状況も予想されます。

2. 業務運営方針

奈良県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、経営支援に対する取り組みの意識改革を図り、従来にも増して経営支援を推進します。

中小企業・小規模事業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度における業務部門の基本方針を以下のとおりとしました。

保証部門

① 新型コロナウイルス感染症拡大に起因する資金繰り支援の強化

・資金繰りが逼迫している中小企業・小規模事業者に対する継続支援やモニタリングを実施した中小企業・小規模事業者へのフォローアップを行うとともに、早期の経営改善を促すために「伴走支援型特別保証」等を活用するなど資金繰りの維持、安定に向けた支援を行います。

また、継続支援が困難な中小企業・小規模事業者に対しては、専門家派遣等の支援メニューの提案を行い、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。

② 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

・国や地方自治体及び金融機関・関係機関と連携・協力を強化し、奈良県を活性化させるためのセミナーや各種イベントを積極的に企画・参加し、地域により深く根差した機関としての信用保証業務・経営支援業務を周知し、県内における“ポストコロナ”を支えます。

③ 中小企業・小規模事業者との接点強化

・モニタリングやフォローアップ等による企業訪問、対話を通じ、中小企業・小規模事業者と接点を増やすことで、信頼関係を構築し、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。

④ 金融機関・関係機関等との連携強化

・金融機関及び関係機関への訪問(リモート)による勉強会や案件相談会等を継続的に開催することにより、連携強化を図り、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応します。

・信用保証手続きの電子化に向け、電子信用保証書の取扱いを開始します。また、申込関係書類の押印レス等の導入により保証申込手続きの電子化、効率化を推進し、融資実行までのリードタイム短縮に繋がります。

⑤ 金融機関紹介の取組体制の推進

- ・モニタリングやフォローアップ等による企業訪問、対話を通じ、中小企業・小規模事業者と接点を増やすことで、信頼関係を構築し、斡旋保証の推進や金融調整、経営支援メニューの提案など個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供します。

⑥ 経営者保証に依らない保証の推進

- ・金融機関との連携を強化し、中小企業・小規模事業者の実情やライフステージに応じた、経営者保証に依らない適切かつ柔軟な保証推進・提案を継続的に行います。

⑦ 顧客満足度の向上

- ・保証申込時の手続きの簡略化や迅速な保証対応に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の多様なニーズに的確に対応し、個々の実情に応じた適切かつ柔軟な支援を提供することで顧客満足度の向上に繋がります。

期中管理・経営支援部門

① 経営支援・創業支援の充実・強化

- ・ライフステージに応じた保証や各種支援及び企業の様々なニーズに応えられる高度な専門知識を有する専門家を、企業が求めるタイミングで派遣することにより効果的な支援を実践します。

② 事業承継の円滑化支援・事業再生支援の充実・拡充

- ・事業承継の課題を抱える企業の抽出、課題の整理、解決方法の提案、課題解決、事業承継完結というサイクルを、支援機関・金融機関・保証協会が相互に連携し、協調支援を行うことにより、事業承継をスムーズに完結できるよう後押しします。また、事業承継保証制度を活用した資金面での支援を強化します。
- ・事業再生、再チャレンジ支援等が必要とされる場合には、中小企業再生支援協議会等各種支援機関と緊密に連携するとともに、経営者保証ガイドラインや事業再生計画実施関連保証制度等を活用し、適正に事業再生支援を行います。

③ 中小企業・小規模事業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

- ・経営支援専任担当を配置し、経営支援カテゴリーにある企業に対し個別事情に合わせ、伴走型の経営改善支援を行います。
- ・保証対応は、長・短資金、金融機関プロパーとの協調融資、政府系金融機関との協調融資等、多方面から検討し、金融機関と連携を図りながら経営改善、事業存続を推し進めます。

④ 円滑な撤退の支援

- ・経営者が撤退を決意した際には、事業譲渡やM&A等事業存続の可能性を探り、撤退が最善の選択であると認められた場合には、企業の状況を十分に把握した上で、撤退に向けた支援を行います。

⑤ 経営支援関連データの蓄積と分析及び活用

- ・財務診断サービス(McSS)、ローカルベンチマークを作成することで企業の財務状況を数年単位で蓄積し、数値分析を行うことで、財務から抽出される当該企業の課題・問題点を可視化し、解決に導くことで、業績回復を加速させます。

年度経営計画

回収部門

① 回収の合理化、効率化

- ・代位弁済後の初動の徹底として、代位弁済後1ヶ月以内に電話・訪問によるアプローチを行うとともに資産状況を確認し、回収の可能性の見極めを行います。
- ・物件調査として、新規案件・既存案件の担保物件及び仮差押物件の現地調査を実施し、処分の可能性の検討と弁済交渉の材料にします。
- ・一部弁済による保証債務免除G Lの活用として、定期弁済継続中で完済が見込めない案件について、年齢にかかわらず資産・生活状況を勘案し、保証債務免除を行います。
- ・求償権のスリム化として、将来にわたり回収が見込めない案件について、積極的に管理事務停止・求償権整理を行い、管理案件のスリム化を図ります。

② 求償権先の再生支援

- ・求償権先の再チャレンジ支援として、事業継続中で定期弁済を行っている債務者について、決算書(申告書)を徴求し、求償権消滅保証の可能性を探ります。
- ・企業の成長性を見極め、求償権消滅保証が可能と判断した企業には、求償権先と専門家(税理士、中小企業診断士等)をマッチアップし、経営サポート会議による求償権消滅保証に積極的に取組みます。

その他間接部門

① 広報活動の充実

- ・保証協会利用者・潜在利用者及び関係機関の利便性向上、保証制度や経営支援メニューの周知を図るため、各種広報媒体等による効果的な情報を発信します。令和2年度にリニューアルしたHPの現状に満足せず、タイムリーな情報発信に加え「見やすい」「親しみやすい」内容を引き続き構成します。
- ・創業支援、事業承継支援及びなら専門家派遣事業での成功事例をHPや冊子で紹介します。

② 組織の活性化と強化

- ・職員採用については、将来的な人員の構成と信用保証業務に関するデジタル化やその他業務に係るアウトソーシング等による業務の合理化、効率化による効果と業務量計測の結果を勘案した採用計画を策定し継続的な採用を実践します。

③ 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

- ・信用保証利用者の様々なニーズや課題解決に対して、的確な助言・提案ができる人材を育成します。

④ 役職員のコンプライアンス態勢の徹底

- ・策定したコンプライアンスプログラムを実践します。また、委員会及び担当者委員会において、それらを検証し不祥事件やハラスメントを許さない、起こさせないマインドの醸成を図り、風通しの良い職場づくりに取り組みます。

⑤ 内部検査の実効性向上

・法令等遵守態勢の他、リスク管理や環境変化に応じた事務作業の見直しなどの事務効率化によって生産性向上につながる提案型の内部検査に取り組みます。内部検査は被検査部門との共同作業であることを念頭に、被検査部門との対話によって事実関係を正確に把握し、不備事項発生原因の精緻な分析と実効性の認められる改善策の策定に取り組みます。

⑥ 危機管理体制(BCP)の強化

・自然災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態発生時に備えた事業継続計画(BCP)について、信用保証協会を取り巻く環境変化や内部の人事異動時期に合わせて見直し・改訂を行うとともに、当該計画について職員への周知を徹底します。

また、安否確認システム(緊急連絡網等)を活用しながら、被災時に備えた実施訓練を行い事業継続計画(BCP)の実効性を高めます。

⑦ 反社会的勢力排除の推進

・反社会的勢力情報の収集は新聞全国紙及び地方紙、インターネット情報等の公知情報を中心に当協会データベースへ遅滞なく登録を行います。また、「奈良県信用保証協会暴力団等排除対策協議会」において連携機関である奈良県警察や奈良県暴力団追放県民センターとの連携を密にし、反社会的勢力の排除を行います。

3. 保証承諾等の見通し

令和3年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下のとおりです。

項 目	金額(百万円)	対前年度計画比
保証承諾	75,000	107.1%
保証債務残高	425,000	198.6%
代位弁済	7,000	175.0%
回収	1,000	111.1%



当協会の主な取組み

1. 保証推進の取組み

① 保証推進キャンペーンの実施

適正保証の推進を図るため、令和2年度に「2020特別保証」「すたーとカード」「ロングラン20」を開始しました。

令和3年度も、適正保証の推進を図るため新たに保証制度を創設しています。

保証制度名 「2021特別保証」「伴走支援型特別保証」「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」



② 金融機関協力店舗感謝状贈呈について

前年度において県内中小企業の金融の円滑化並びに信用保証業務にご協力をいただいた金融機関に感謝の意を表し、感謝状の贈呈を行っています。



③ 金融機関・関係機関との連携体制の強化

金融機関へ訪問、意見交換会及び勉強会、県内信用金庫との事前相談会を行い、意見交換を行いました。また、商工会議所及び商工会との連絡会議や意見交換、経営指導員向けの勉強会も実施いたしました。

④ 女性創業支援チーム「陽~kirari~」

創業を考えている女性及び創業後3年未満の女性創業者の支援を目的に、女性創業支援チーム「陽~kirari~」を設立しました。同性ならではの感性や経験を活かして支援ができるよう取り組んでいます。



⑤ 女性創業者向け「女性創業塾」の開催

創業に興味がある女性、創業後もう一度事業計画を見つめ直したいなど創業を目指す女性を対象に、公認会計士 伊藤弥生氏を講師にお招きし、開講いたしました。

令和3年2月25日(木) 於：ミグランス橿原市役所分庁舎 参加者10名



当協会の主な取組み

2. 経営支援・再生支援・創業支援の取組み

①「奈良県中小企業支援ネットワーク」

「奈良県中小企業支援ネットワーク」は、県内の中小企業者に対する経営支援策や再生事例などの情報を会員相互で共有し、協調して中小企業の再生支援に取り組むことで、県内経済の活性化に寄与することを目的としています。

当協会が事務局となり、平成24年8月に発足しました。

■ネットワーク参加機関(令和3年7月31日現在 24機関)

近畿経済産業局、近畿財務局奈良財務事務所、奈良県、奈良県産業振興総合センター、奈良県地域産業振興センター、地域経済活性化支援機構、奈良県中小企業診断士会、日本公認会計士協会近畿会奈良地区会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、奈良県銀行協会、南都銀行、奈良信用金庫、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良県中小企業再生支援協議会、奈良県商工会議所連合会、奈良県商工会連合会、奈良県中小企業団体中央会、近畿税理士会、奈良弁護士会、奈良県事業承継・引継ぎ支援センター、奈良県よろず支援拠点、奈良県信用保証協会

(i) ネットワーク会議の開催

定期的に参加機関における経営支援・再生支援等の取組みについて、事例報告や情報交換を行い、県内全体の経営改善スキルの向上に努めています。

新型コロナウイルスの影響により、WEB会議にて開催いたしました。

第19回 令和3年2月10日(水)



(ii) サポート会議の開催

中小企業者が経営改善計画を策定していく過程において、金融機関などの関係者が一堂に会し、支援に向けた方向性などの意見交換を行い、早期の経営改善サポートに努めています。

令和2年度は、8回の会議を開催し、返済条件の変更や借換による追加保証などの支援を行いました。

② 中小企業者の「経営改善計画策定費用」に係る一部助成

国が認定した外部専門家の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、その費用を国の業務委託先である奈良県経営改善支援センターが総額の2/3(上限200万円)まで補助する支援を行っています。

そこで、当協会では、この支援を受けられた方に、事業者負担分となる残りの1/3のうち、その半分(20万円を上限)を補助しております。

③ 外部専門家の無料派遣事業

外部専門家派遣とは、当協会を利用いただいている事業者が抱える各種課題等について、専門的な知識と経験を有する外部中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、公認会計士、行政書士、デザイナー、コーディネーター等を派遣することで課題の解決を図るものです。派遣回数は1案件あたり8回を上限とし、派遣費用は当協会が全額負担しています。



④ 休日・夜間 総合相談窓口の実施

休日・夜間 総合相談窓口を実施しました。県内で創業を予定されている方だけではなく、既に当協会を利用いただいている方にも相談対象者を拡大しています。



当協会の主な取組み

3. 広報活動の取組み

① 公式LINEの活用

協会では、コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」の公式アカウントを開設しています。保証制度や創業・経営支援、各種イベントなどの情報を随時配信しております。

ぜひ、友だち登録してください。



② 保証四季報の発行

協会の統計資料やお知らせなどを掲載した保証四季報を四半期毎に発行しています。



③ 「信用保証ハンドブック」「パンフレット」「チラシ」の作成

協会の概要、保証制度、経営支援、創業支援の広報用リーフレットを作成しています。



④ 広告の掲載

関係機関の機関誌などへ定期的に公告を掲載しています。

⑤ ホームページのリニューアル

当協会のホームページをリニューアルしました。

これまでと同様に協会に関する最新の情報はもちろん、保証協会を初めて知った方に向けたページ、協会職員や専門家からの声を掲載しています。

また、リニューアルに伴い、全てのページのURLを [http] から [https] に変更いたしました。ぜひ、ご活用ください。

ホームページアドレス <https://www.nara-cgc.or.jp>



⑥ セミナー・交流会の開催

創業者や学生のそれぞれのタイミングに応じた支援を行うために、セミナー・交流会を行いました。

創業セミナー

令和2年11月5日(木)
奈良県立 なら食と農の魅力創造国際大学校



奈良県立大学でのオンライン講演会

令和2年12月16日(水)
オンライン

Next Commons Lab 奥大和との交流会

令和2年12月24日(木)
オンライン



当協会の主な取組み

4. その他の取組み

① 第三者介入排除、反社会的勢力等の排除

(i) 第三者介入を排除

公平・公正・平等な保証審査の確保に努めています。

- ・第三者が介在した保証申込は、一切受け付けいたしません。
- ・信用調査時には第三者の同席、交渉はお断りいたします。
- ・保証審査に関する第三者からの問い合わせにはお答えできません。

(ii) 反社会的勢力等の排除

当協会は従来から暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除に取り組んでおり、平成23年10月には信用保証委託契約書の暴力団排除条項を改正し、排除の強化に努めています。

また、啓もうするためのポスターを掲示し中小企業者や関係機関等に周知を図っています。

② 「意見交換会」の開催

奈良県及び保証協会の担当者が参加して、地域の中小企業政策や融資制度等について意見交換を行っています。

③ 「外部評価委員会」の開催

協会運営の透明性を一層高めるために外部評価委員会を設置し、年度経営計画の実施状況について評価を受け、その結果はホームページにおいて公表しています。

④ 職員の人材育成

当協会では、職員の人材育成を重点項目と掲げ、職員の知識、能力の向上を図るため、各種研修を実施しています。なお、令和2年度に実施した内部研修の主なものは次の通りです。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| ●「ハラスメント研修」 | 講師：顧問弁護士 |
| ●「コンプライアンス研修」 | 講師：顧問弁護士 |
| ●「決算書と税に関する研修」 | 講師：税理士法人 森田会計事務所 |
| ●「反社会的勢力対応と排除、不当要求防止責任者研修」 | 講師：奈良県警察本部刑事部組織犯罪対策第2課 |
| ●「事業継承に関する研修」 | 講師：奈良県事業引継ぎ支援センター |
| ●「消滅時効について」 | 講師：弁護士資格を有する職員 |



コンプライアンス研修



ハラスメント研修



反社会的勢力対応と排除、不当要求防止責任者研修

⑤ 地域貢献

(i) 清掃活動

毎月第1営業日に協会近辺の清掃活動を行っています。



(ii) 交通安全

奈良地区安全運転管理者協会が実施する『無事故・無違反チャレンジ200』に参加し、業務時間だけでなく、安全運転を心掛けています。

- 交通安全教室 講師：奈良県警察本部交通部交通企画課



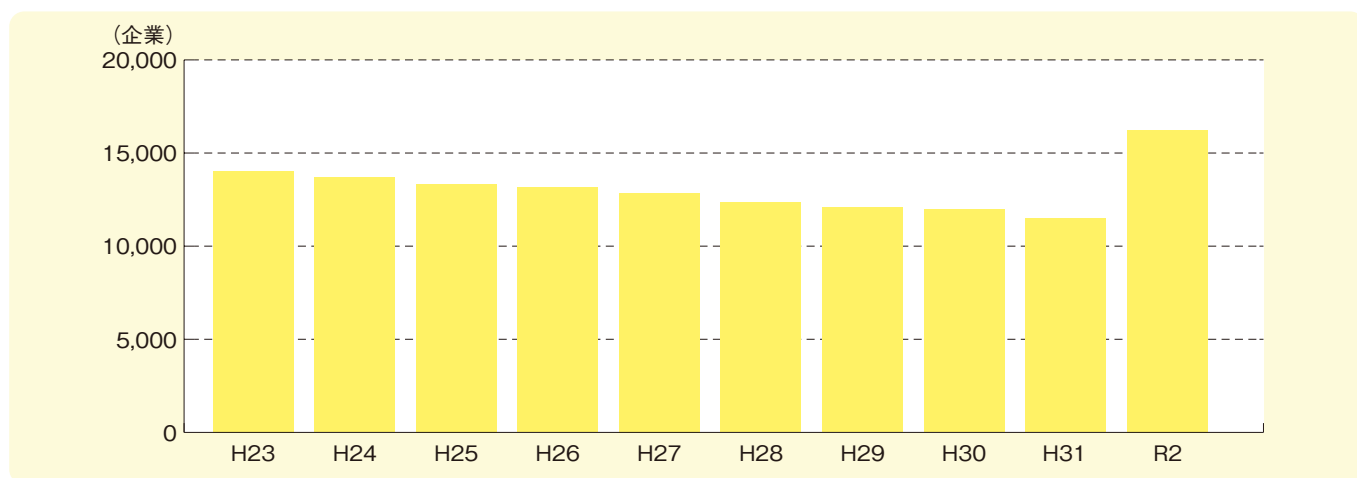
信用保証の動向

主要項目の推移(直近10年間)

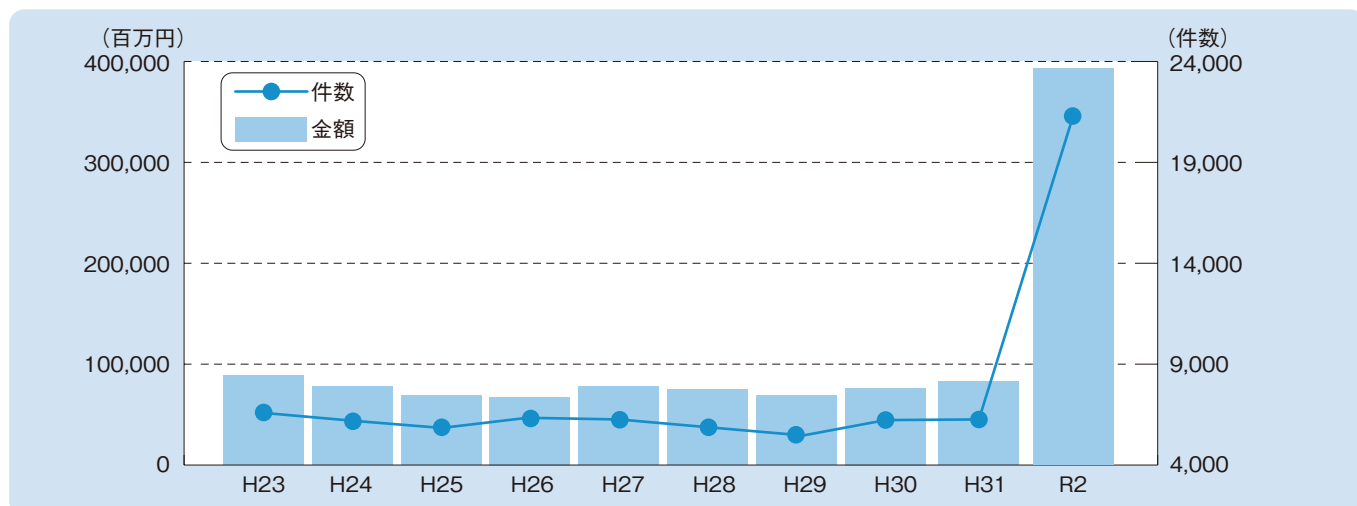
(単位:百万円)

年度	利用企業者数	保証承諾		保証債務残高		代位弁済 (元利計)		実際回収 (元金)
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
H23	14,019	6,513	88,836	27,285	290,673	514	6,653	2,028
H24	13,699	6,112	77,544	26,768	271,647	430	5,573	1,709
H25	13,355	5,757	68,797	26,028	253,446	332	3,742	1,680
H26	13,162	6,260	67,641	26,100	242,382	342	3,588	1,623
H27	12,858	6,175	77,421	24,997	233,661	258	2,669	1,221
H28	12,349	5,782	74,716	23,408	224,328	285	2,852	1,128
H29	12,087	5,375	69,093	22,310	214,299	244	2,936	1,487
H30	11,973	6,145	76,450	21,987	213,558	248	2,814	1,031
H31	11,495	6,182	82,757	21,160	212,495	258	3,216	1,113
R 2	16,255	21,301	393,030	32,205	488,182	173	2,320	1,007

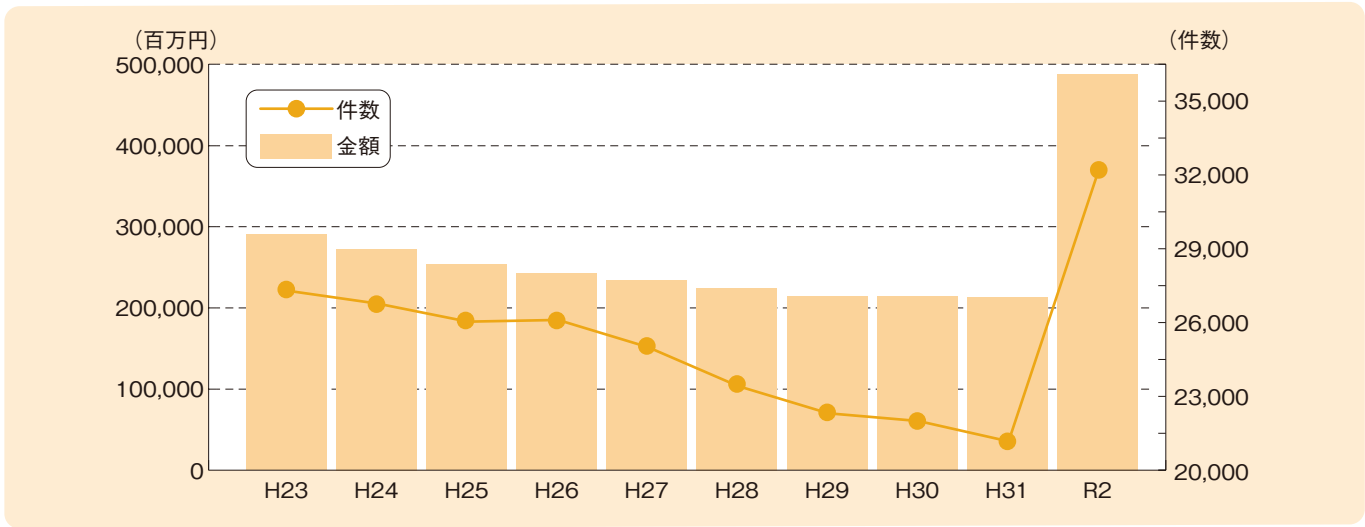
利用企業者数



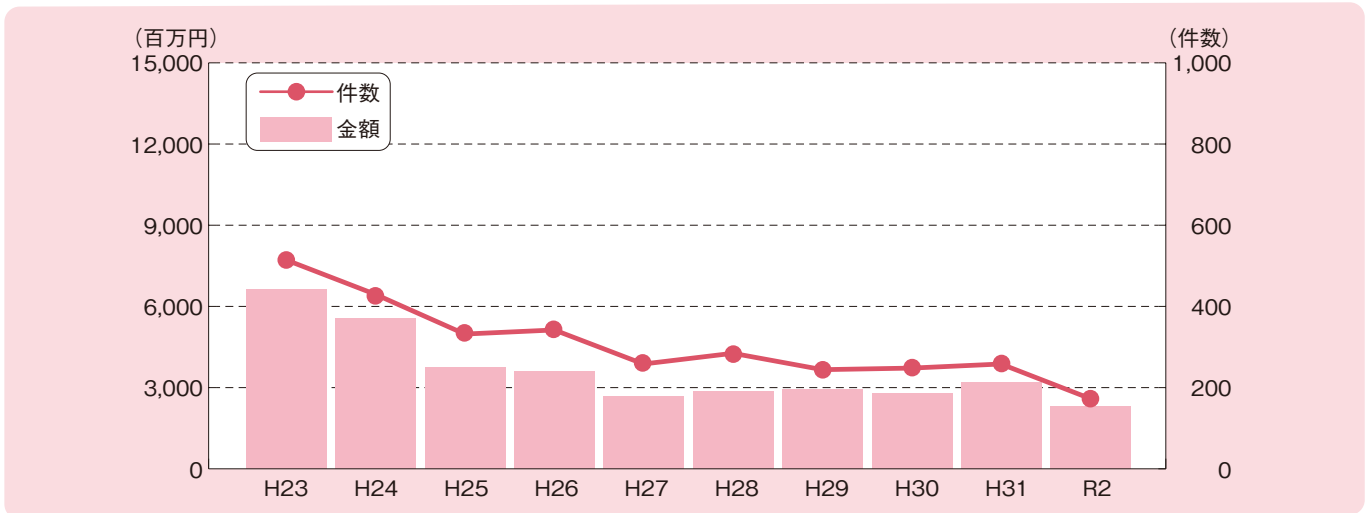
保証承諾



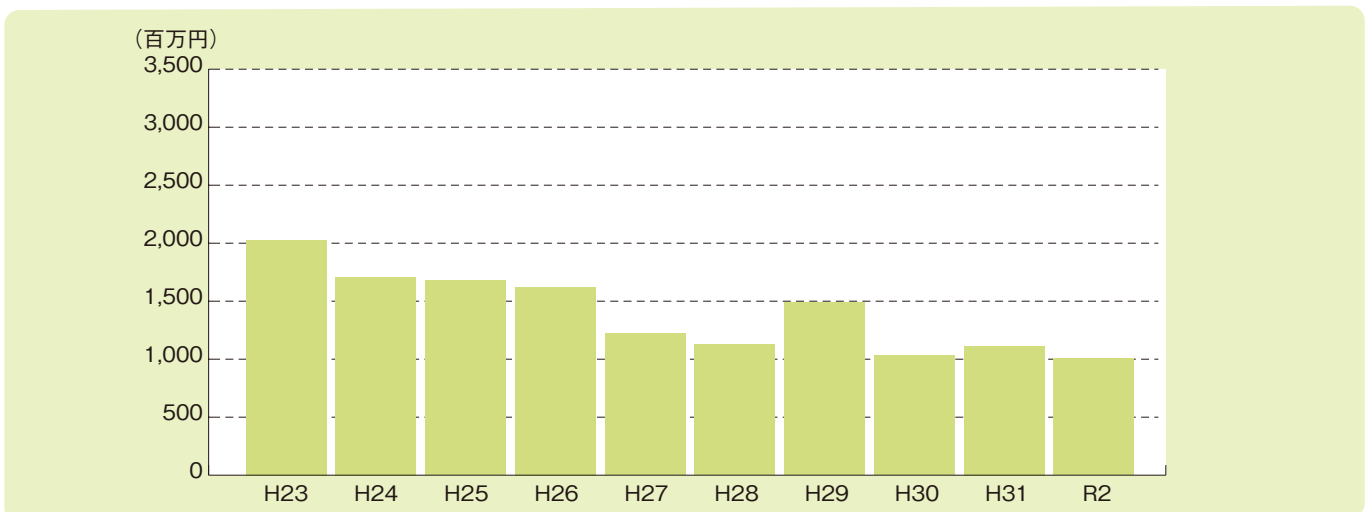
保証債務残高



代位弁済



実際回収



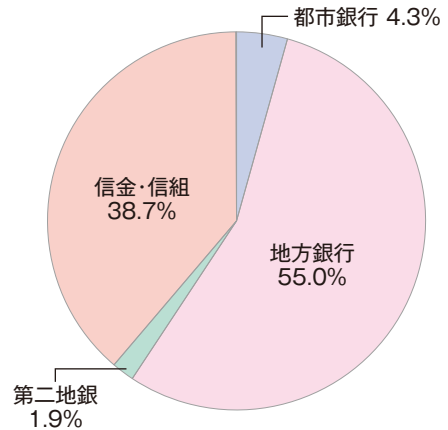
信用保証の動向

金融機関別保証状況(令和2年度)

保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	568	17,083	344.1
地方銀行	10,079	215,972	576.3
第二地銀	360	7,568	549.3
信金・信組	10,288	152,210	391.7
政府系	6	196	269.2
合計	21,301	393,030	474.9

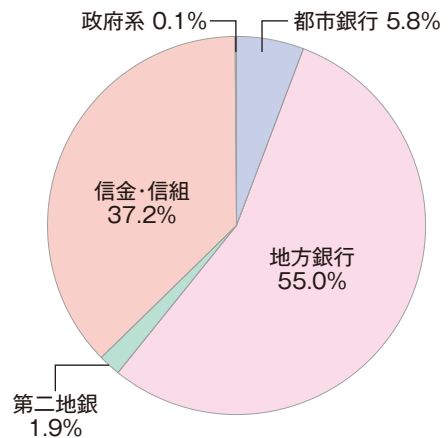
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	1,230	28,105	174.4
地方銀行	16,168	268,670	230.8
第二地銀	519	9,262	240.3
信金・信組	14,233	181,538	240.3
政府系	55	607	108.1
合計	32,205	488,182	229.7

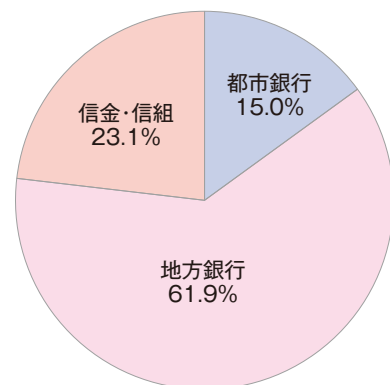
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
都市銀行	19	348	207.8
地方銀行	88	1,435	67.8
第二地銀	0	0	-
信金・信組	65	537	59.9
政府系	1	0	-
合計	173	2,320	72.1

金額構成比グラフ



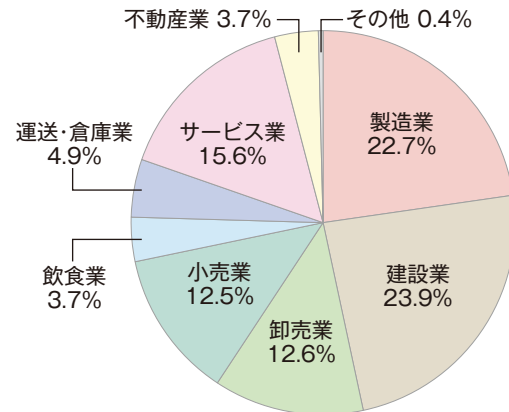
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

業種別保証状況(令和2年度)

保証承諾

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	3,960	89,288	499.9
建設業	4,934	94,015	443.4
卸売業	2,062	49,696	549.3
小売業	2,762	48,945	483.8
飲食業	1,649	14,634	509.6
運送・倉庫業	687	19,154	385.6
サービス業	4,331	61,331	505.1
不動産業	786	14,425	369.7
その他	130	1,542	238.3
合計	21,301	393,030	474.9

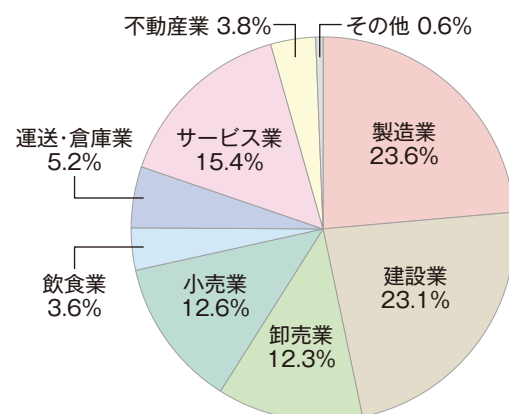
金額構成比グラフ



保証債務残高

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	6,198	115,220	226.5
建設業	7,418	112,769	224.4
卸売業	3,129	59,935	249.1
小売業	4,291	61,298	227.5
飲食業	2,106	17,373	259.2
運送・倉庫業	1,112	25,157	194.0
サービス業	6,393	74,950	250.9
不動産業	1,239	18,458	216.8
その他	319	3,022	131.3
合計	32,205	488,182	229.7

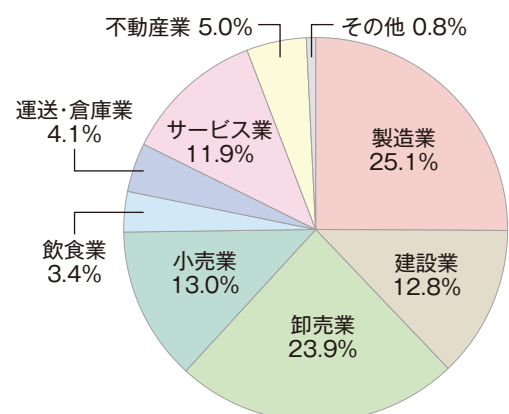
金額構成比グラフ



代位弁済(元利合計)

	件数	金額(百万円)	
			前年度比(%)
製造業	27	582	70.9
建設業	32	297	41.9
卸売業	36	555	68.2
小売業	27	301	71.8
飲食業	14	79	65.1
運送・倉庫業	2	96	191.3
サービス業	25	275	114.3
不動産業	8	117	288.8
その他	2	18	900.0
合計	173	2,320	72.1

金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

2020年度決算

収支計算書 令和2年4月1日～令和3年3月31日

(単位:百万円)

支出の部

科目	金額
経常支出	2,892
業務費	957
借入金利息	0
信用保険料	1,934
責任共有負担金納付金	0
雑支出	0

経常収支差額	1,387
経常外支出	5,626
求償権償却	2,486
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	7
退職金	2
責任準備金繰入	2,929
求償権償却準備金繰入	197
その他支出	3
経常外収支差額	△ 1,851

当期収支差額	0
--------	---

収入の部

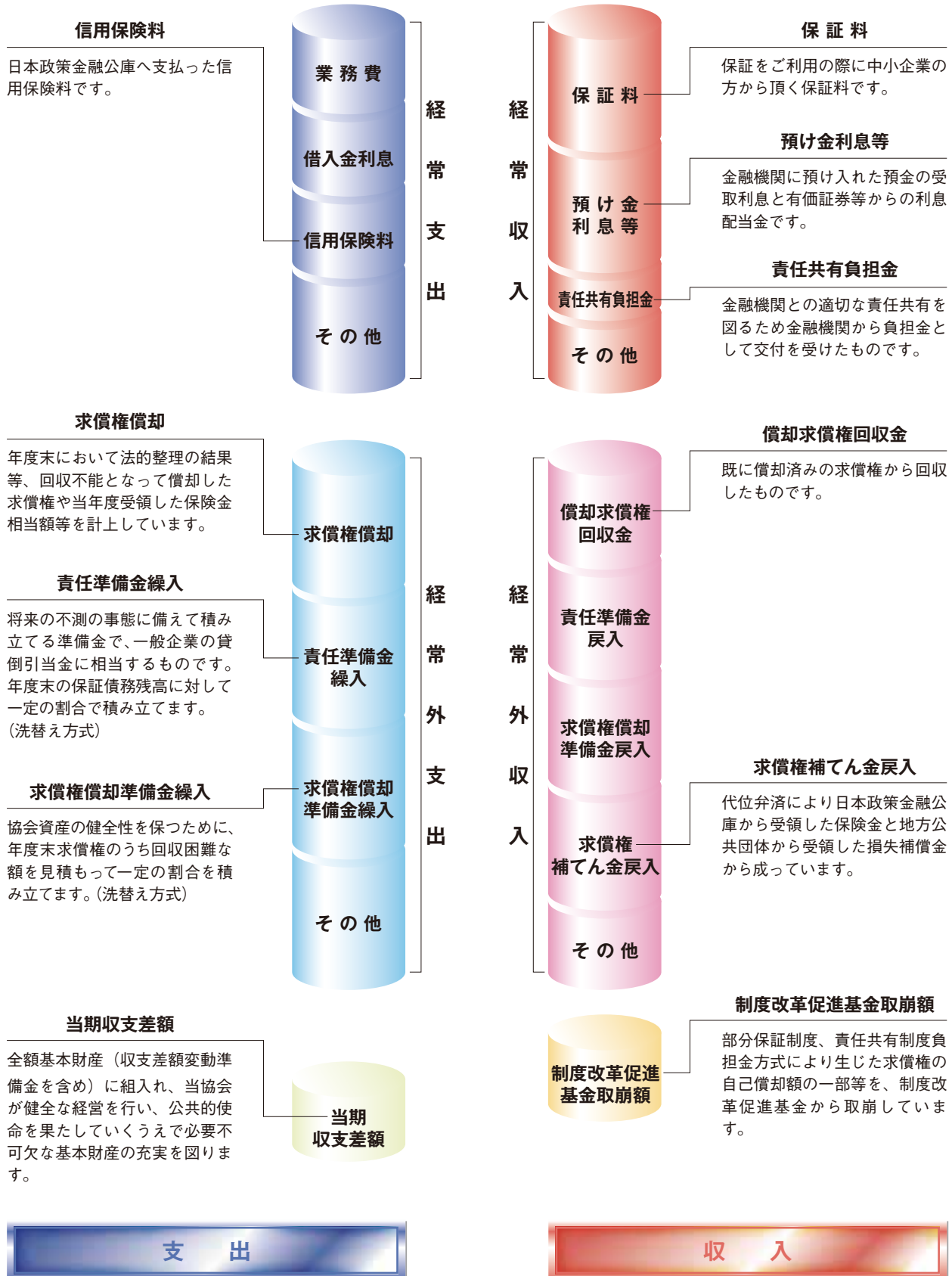
科目	金額
経常収入	4,279
保証料	3,632
預け金利息	1
有価証券利息・配当金	308
延滞保証料	0
損害金	17
事務補助金	9
責任共有負担金	307
雑収入	3

経常外収入	3,775
償却求償権回収金	95
責任準備金戻入	1,279
求償権償却準備金戻入	300
求償権補てん金戻入	2,100
補助金	0
その他収入	0

制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	463
基本財産繰入額	0

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

収支計算書の用語説明



2020年度決算

貸借対照表 令和3年3月31日現在

(単位:百万円)

借 方

科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	8,494
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	28,584
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	513
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	488,182
求 償 権	519
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	819
合 計	527,115

貸 方

科 目	金 額
基 本 財 産	19,911
基 金	3,984
基 金 準 備 金	15,927
制 度 改 革 促 進 基 金	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金	8,504
責 任 準 備 金	2,929
求 償 権 償 却 準 備 金	197
退 職 給 与 引 当 金	720
損 失 補 償 金	8
保 証 債 務	488,182
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	6,660
合 計	527,115

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

財産目録 令和3年3月31日現在

(単位:百万円)

資 産

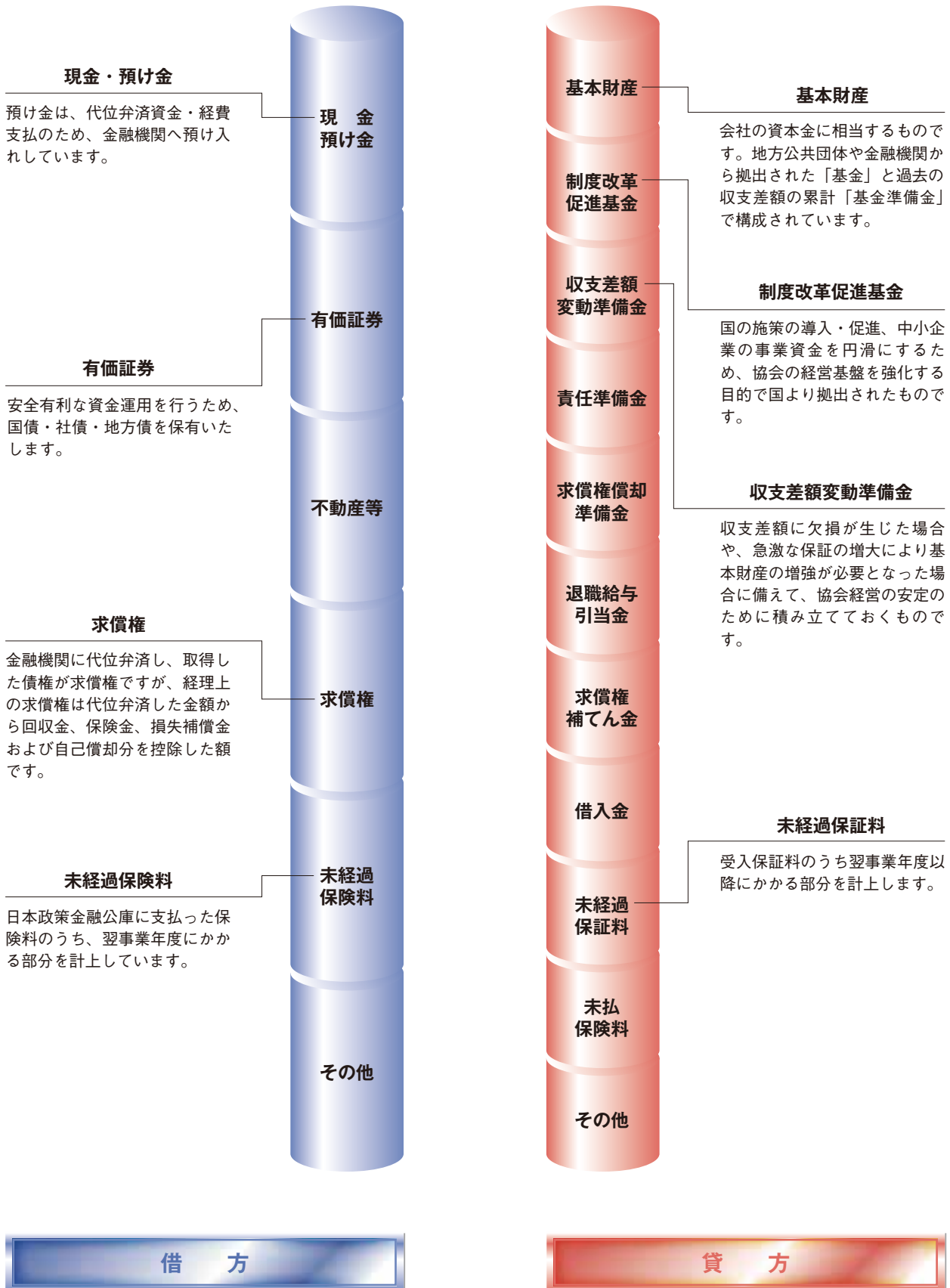
科 目	金 額
現 金	0
預 け 金	8,494
金 銭 信 託	0
有 価 証 券	28,584
そ の 他 有 価 証 券	0
動 産 ・ 不 動 産	513
損 失 補 償 金 見 返	0
保 証 債 務 見 返	488,182
求 償 権	519
譲 受 債 権	0
雑 勘 定	819
合 計	527,115

負 債

科 目	金 額
責 任 準 備 金	2,929
求 償 権 償 却 準 備 金	197
退 職 給 与 引 当 金	720
損 失 補 償 金	8
保 証 債 務	488,182
求 償 権 補 て ん 金	0
借 入 金	0
雑 勘 定	6,660
合 計	498,699
正 味 資 産	28,416

注) 記載金額は百万円未満切り捨てて表示しております。
そのため合計金額については、合致しない場合があります。

貸借対照表の用語説明



信用保証業務の概要

1. 信用保証をご利用いただける方

企業規模

法人の場合

資本金や従業員のうち、いずれか一方が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

個人事業主の場合

常時使用する従業員が下記の条件に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等(建設業・運輸業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに 工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医療法人等	—	300人以下

- 1 家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は従業員に含みません。
- 2 組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、又はその構成員の2/3以上が保証対象事業を営んでいれば申込み可能です。
- 3 資本金が上表の要件を超えている法人で、かつ、従業員が9割を超えている場合(《例》製造業においては271人)は別途従業員確認資料(※)が必要となります。
※従業員は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」により確認を行います。
ただしこれにより難しい場合は、「貸金台帳」「健康保険・厚生年金被保険者報酬月額算定基礎届総括票」(提出先:日本年金機構事務センター)、「法人の事業概況説明書」(提出先:税務署)等の公的機関に提出する書類で確認します。
- 4 医療法人等とは医療法人及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、一般財団法人又は一般社団法人をいいます。
- 5 有限責任事業組合(LLP)、宗教法人及び学校法人は保証の対象にはなりません。
- 6 平成27年10月1日から特定事業を行う中小規模のNPO法人が、信用保証制度を活用した融資を利用できるようになりました。
- 7 製造業等には、建設業、運送業、不動産業、倉庫業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業などを含みます。
(倉庫業の中の「物品預かり・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5千万円以下となります)

営業経歴

現に事業を営んでいる中小企業者であればご利用いただけます(但し制度により営業経歴を定めているものもあります)。

営業住所

個人事業主の場合

奈良県内に住所又は事業所等がある場合は保証の対象となります。

奈良県内に本店または事業所を有する方が対象です。

法人の場合

本店の所在地や支店登記の有無にかかわらず、奈良県内において事業を行っている方を対象とし、法人の本店が単なる登記上の住所地のみで、事業の実態がない場合は保証の対象となりません。

業 種 ほとんどの業種が対象になりますが、一部ご利用いただけない業種があります。

非対象業種	具体的な業種事例
農 業	果樹栽培、きのこ製造（菌床栽培方式で工場の生産設備を有する場合は除く）、養鶏、養豚、養蜂、ブリーダー（犬の飼育業）など
林 業	育林、育林請負業等（素材生産および素材生産サービス業を除く）
漁 業	全業種
宗教・その他	宗教団体、政治・経済・文化団体 など
集金・取立業	公共料金に関する集金・取立業を除く

◆酪農(生乳生産)・養豚・養鶏・肉牛肥育・しいたけ栽培・きのこ類栽培・金魚養殖・淡水魚養殖業については、当協会では特別に保証対象としています。この場合は1企業者2,000万円を保証限度とし、担保の設定を原則とします。なお、取扱金融機関は、無保険保証取扱に係る「契約書」を締結している金融機関が対象となります。

◆令和2年5月15日より信用保証対象業種が拡大されています。

・風俗営業に係る飲食店等

「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)第3条第1項(風俗営業の許可)の適用を受けた飲食店(公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除きます。)

※風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

※性風俗関連特殊営業については引き続き信用保証対象外となります。

・場外車券・馬券・舟券売場、競走場等

競輪・競馬等の競走場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等

・パチンコホール等

ぱちんこ屋(パチンコ、パチスロ)、パチンコホールに準ずるもの

※風営法第2条第1項第4号及び第5号のいずれかに該当する営業許可証の確認が必要となります。

・上記以外

興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る)、易断業、観相業、相場案内場(けい線屋)、芸ぎ業(置屋及び検番を除く)、芸ぎ周旋業

許認可 許認可等が必要な業種を営む方は、その許認可を受けていることが要件となります。

資金使途 事業経営に必要な運転資金と設備資金を対象にしています。生活資金、住宅資金、投機資金などは対象となりません。

次に該当する場合は、信用保証を利用することができません。

- ・法令に違反し、または著しく公序良俗に反すると認められる場合
- ・税金、社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
- ・信用保証協会(他協会を含む)の代位弁済に対する債務の履行が終わっていない場合(※)
- ・銀行取引停止中(第一回目の不渡発生後6か月以内を含む)の場合
- ・保証協会の保証付債権、または金融機関のプロパー債権について延滞等の債務不履行がある場合
- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理等の法的手続中のもの
- ・休眠会社
- ・信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する場合
- ・その他、信用保証協会が不相当と認めた場合

※再生支援案件として当協会が認めた場合については取扱いが可能です。

信用保証業務の概要

2. 信用保証料率について

信用保証料は、信用保証協会と中小企業者との信用保証委託契約に基づき、信用保証協会の保証をご利用いただく対価としてお支払いいただくもので、信用保証協会は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充当するものです。

信用保証料は、原則、融資実行時に全額を一括でお支払いいただきます。

但し、保証期限前に繰上償還により借入金を完済された場合など、当協会の規程により信用保証料の一部を返戻することがあります。

保証料率の決まり方

平成18年4月より、それまで原則として一律であった保証料率を、中小企業者の方の経営状況に応じて9段階の料率体系としております。

保証料率については、お客様の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の情報を「中小企業信用リスク情報データベース(略称:CRD)」により評価し、その他外部要件を加味したうえで総合的に決定いたします。

中小企業信用リスク情報データベース(CRD)とは

平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業に関する日本最大のデータベースで、全国51の信用保証協会をはじめ、金融機関など約180の機関が会員となっております。

CRDには、日本全国の300万社以上の中小企業の財務データが保有されております。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。

保証料率

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有基本保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外基本保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

※特殊保証とは、当座貸越・事業者カードローン・手形割引根保証のことです。

●保証料割引制度について

有担保割引

不動産担保の提供がある場合、一部の制度を除き0.1% (制度により0.02%)の割引を行います。

中小企業会計割引

会計参与設置会社に対しては、0.1%の割引を行います。

- 保証料弾力化の対象となる場合の基本的な保証料率です。
- 地方公共団体の制度保証、小口零細企業保証制度等については、保証料率が異なります。
- 平成19年10月より導入された責任共有制度により、表示方法を「保証金額の〇〇%」から「融資金額に対して〇〇%」へ変更しております。

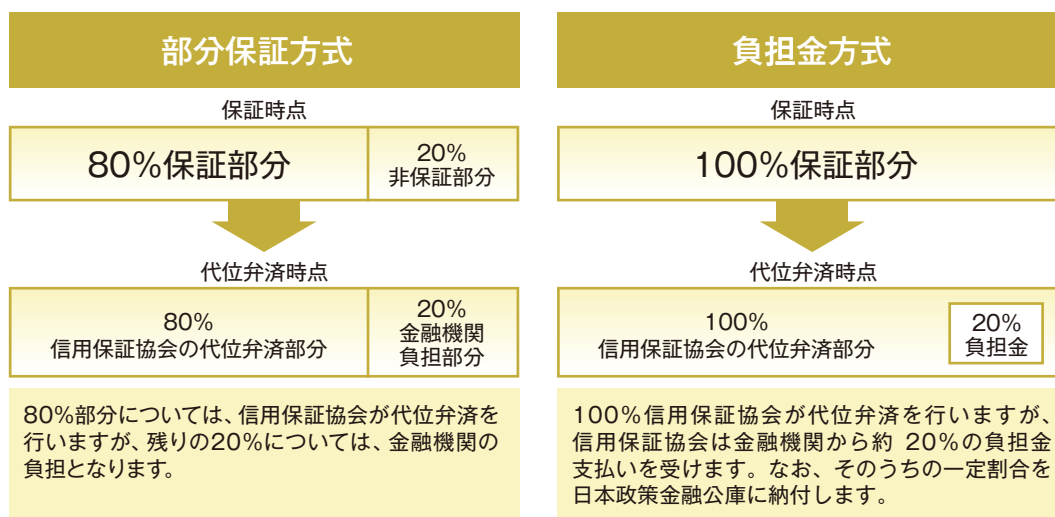
3. 責任共有制度について

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業の皆さまに対する適切な支援を行うこと等を目的に、「責任共有制度」が平成19年10月より導入されています。

従来は、お客様の借入金額に対して信用保証協会が100%保証を行っていましたが、制度導入後は、一部の保証制度を除いて80%保証となります。

部分保証方式は、個別貸付金の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証し、負担金方式は、保証時点では100%保証ですが、代位弁済状況に応じて、金融機関は信用保証協会に対し負担金を支払うことにより、部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

なお、中小企業特定社債保証制度、流動資産担保融資保証制度は、金融機関の選択方式に係わらず部分保証となっています。



原則すべての保証が責任共有の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。具体的には次の保証制度が責任共有制度の対象外となっています。

- 1) 経営安定関連保証(県セーフティネット保証) 1号～4号・6号
- 2) 災害関連保証
- 3) 創業関連保証(支援創業関連保証及び再挑戦支援保証を含む)
- 4) 特別小口保険に係る保証
- 5) 事業再生保証
- 6) 小口零細企業保証
- 7) 求償権消滅保証
- 8) 中堅企業特別保証
- 9) 東日本大震災復興緊急保証
- 10) 経営力強化保証制度(県経営改善支援資金)※
- 11) 事業再生計画実施関連保証制度(県再生支援融資保証)※※
- 12) 危機関連保証(県大規模経済危機等対策資金)

※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「経営力強化保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りします。

※※ 「責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む)」を「事業再生実施関連保証制度」で借り換える場合であって、信用保証協会の保証付の既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限りします。

信用保証業務の概要

4. 主な保証制度(令和3年8月2日現在)

	保証制度名	制度の内容
協会制度	一般保証	通常の保証制度
	夏季特別・年末特別	夏季・年末の資金が必要な方
	夏季特別保証一括・年末特別保証一括	
	創業関連保証	新規開業、分社化で資金が必要な方
	特定社債保証	社債(私募債)の発行により資金調達をお考えの方
	経営力強化保証	産業競争力強化法に規定する設定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	改善サポート(事業再生計画実施関連保証)	
	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	新型コロナウイルス感染症による影響を受け、産業競争力強化法に規定する設定支援機関の連携で経営の再建を図る方
	条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っているものの、自ら事業計画を策定して借換による金融の正常化を図る方
	フレッシュ15	保証債務残高や求償権残高がない方
	無担保パワフル	企業格付けをもとに、当協会の定めた審査基準に該当し、取扱金融機関において償還能力があると認められた法人
	デラックス100	経営に必要な資金を安定的に供給し、事業振興に寄与していきたい法人
	タイアップ50	協会と金融機関が協調し、資金繰りの安定と発展をサポートしていきたい法人
	アドバンス当座貸越	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい方
	集約ローン20	超長期の分割返済により、既往借入金の借換及び新たな事業資金を供給することで資金繰りの円滑化を図る方
	事業性評価保証(コラボ)	金融機関において事業性評価を実施している方
	短期継続保証・短期継続ワイド保証	継続した短期資金を供給することで資金繰りの安定化を図りたい方
	ロングラン20	堅実な経営を営み長期的展望を持つ方
	すたーとカード	経営に必要な資金を反復継続的かつ安定的に供給していきたい創業者の方
2021特別保証	経営の維持・発展のためのスピーディーな事業資金を必要とする方	
奈良県制度	経営強化資金	事業資金を必要とする方
	創業支援資金利用者	過去に県制度融資の「創業支援資金」を利用した方で、創業後5年未満の方
	小規模企業者支援資金	小規模事業者で事業資金を必要とする方
	地域産業振興資金	地域産業事業者で事業資金を必要とする方
	チャレンジ応援資金	新たな事業の展開や設備導入等をお考えの方
	認定枠(奈良の木枠含)	
	小規模企業枠	
	創業支援資金	新規開業、分社化で資金が必要な方
	離職者等起業促進支援	
	認定特定創業支援	
	認定枠	
	南部・東部枠	
	飲食店認定枠	
	宿泊施設認定枠	
	女性・若者・シニア・UIJ ターン創業支援資金	
	地域未来投資促進資金	付加価値額の向上が期待できる事業の投資を実施する方
	新エネルギー等対策資金	再生可能エネルギーを活用する施設等や省エネルギーに資する設備等を導入する方
県改善サポート(再生支援融資保証)	産業競争力強化法に規定する認定支援機関の連携で経営の再建を図る方	
経営環境変化・災害対策資金	経営の環境変化に対応するための事業資金を必要とする方	
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	売上低下、取引先の倒産等で経営の安定に支障が生じている方	
大規模経済危機等対策資金	大規模な経済危機や災害等の経済環境の変化に対応したい方	
伴走支援型特別保証	新型コロナウイルス感染症による影響に対応したい方	

※上記以外にも、各市町村の融資制度があります。

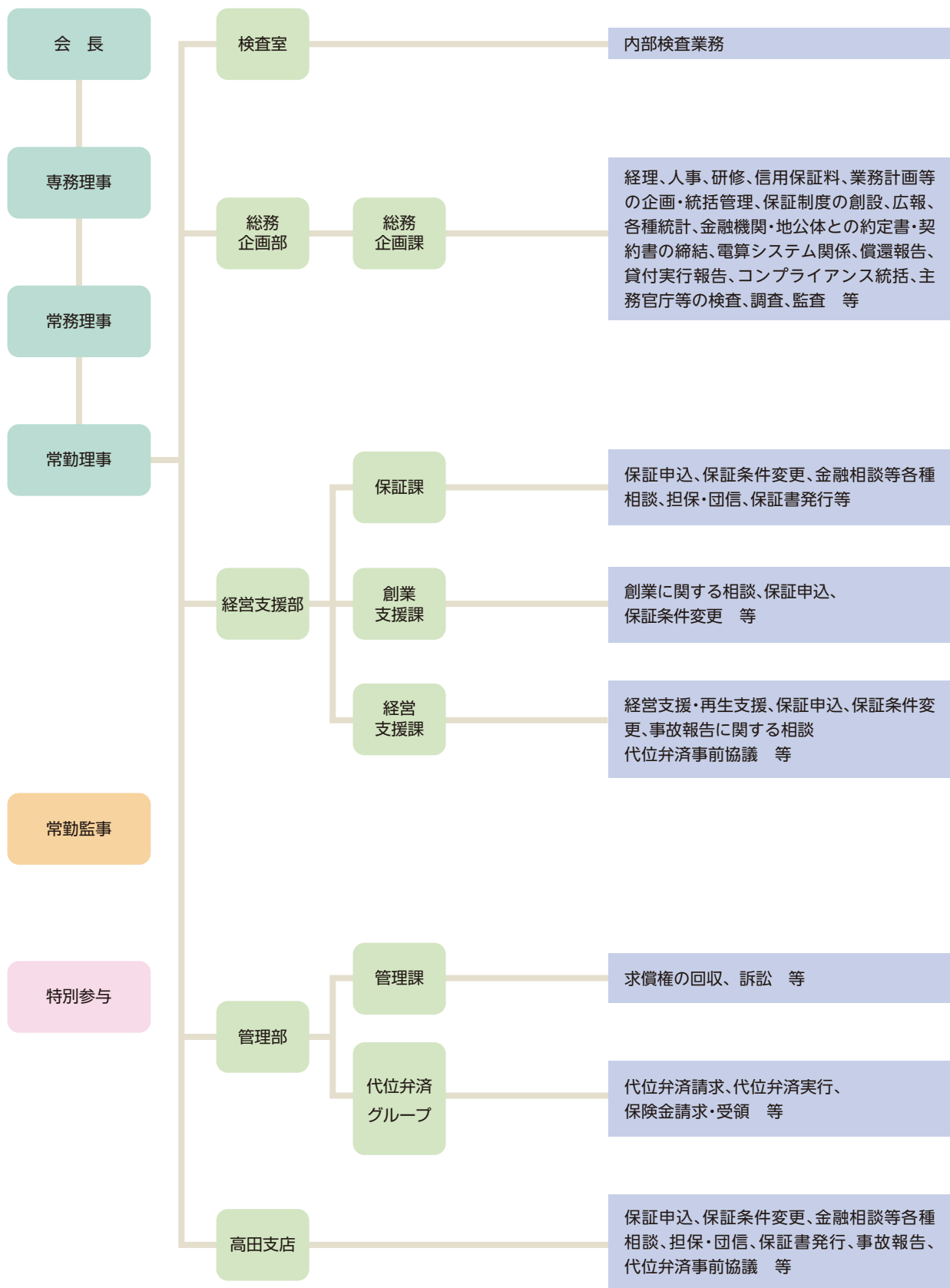
保証限度額	資金使途	保証期間	保証料率(年率)	借入利率(年率)
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	運転:10年以内 設備:15年以内 運設:15年以内	0.45%~1.90% 手割:0.39%~1.62%	金融機関所定利率
1,500万円	運転	5年以内	0.35%~1.80%	
1,000万円	運転	1年以内		
3,500万円	運転・設備・運転設備	10年以内	1.00%	
5億6,000万円	運転・設備 運転設備	2年以上7年以内	0.45%~1.90% (2021年3月31日当協会受付分まで20%割引)	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	運転:5年(借換10年)以内 設備:7年以内 運設:7年以内	0.45%~1.75% (借換0.50%~2.00%)	
2億8,000万円	運転・設備・運転設備	15年以内	0.80%(借換1.00%)	
2億8,000万円 (組合は4億8,000万円)	運転・設備・運転設備	一括 1年以内 分割 15年以内	0.80%および1.00%	
2億8,000万円	運転・運転設備	15年以内	0.45%~1.90%	
2,000万円	運転・設備・運転設備	7年以内	0.30%~1.75%	
2億8,000万円	運転	10年以内	0.45%~1.35%	
1,000万円~1億円	運転	3年以内	0.35%~1.05%	
2億8,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.35%~1.25% (新規先0.25%~1.15%)	
2億円	運転設備	2年以内	0.39%~0.68%	
2億8,000万円	運転	20年以内	0.45%~1.90%	
2億8,000万円	運転・設備・運転設備	15年以内	0.35%~1.80%	
2億8,000万円	運転	2年以内	0.35%~1.80%	
2億8,000万円	運転・設備・運転設備	20年以内	0.40%~1.71%	
300万円	運設資金	1年以内	0.29%~1.52%	
5,000万円	運転	10年以内	0.38%~1.61%	
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.45%~1.56% 0.45%~0.80%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.775%
2,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.23%~1.59%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.575%
5,000万円	運転・設備 運転設備	10年以内	0.18%~1.29%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.575%
2億8,000万円 (運転は8,000万円以下 かつ設備資金の1/3以下)	運転・設備 運転設備	運転:10年以内 設備:15年以内 運設:15年以内	0.00%~1.20%	金融機関所定利率
5,000万円 (運転は設備資金の1/3以下)			0.00%	0.00% 所定枠:金融機関所定 固定枠:1.700%
3,500万円	運転・設備 運転設備	7年以内	0.80%	1.575%
1,500万円			0.00%	
2億8,000万円 (運転は8,000万円)	運転・設備 運転設備	運転:7年以内 設備:15年以内	0.00%	金融機関所定利率
2億8,000万円	設備	15年以内	0.00%~0.96%	金融機関所定利率
5,000万円	運転・設備・運転設備	15年以内	0.60%(借換0.80%)	1.975%
5,000万円	運転・設備・運転設備	7年以内	0.45%~1.56%	固定枠:5年以内 1.700% :5年超 1.750%
5,000万円	運転	7年以内	1~4・6号:0.70% 5・7・8号:0.63%	所定枠:金融機関所定 固定枠:5年以内 1.700% :5年超 1.750%
5,000万円	運転	10年以内	0.60%	所定枠:金融機関所定 固定枠:1.675%
4,000万円	運転・設備・運転設備	一括 1年以内 分割 10年以内	0.85%および1.05% (事業者負担0.20%)	1.200%

役員名簿

(敬称略)
令和3年6月1日現在

役名	氏名	備考
会長	松谷 幸和	常勤
専務理事	船戸 伸晃	常勤
常務理事	近藤 朗	常勤
常勤理事	中野 佳人	常勤
理事	北端 丈裕	非常勤 三菱UFJ銀行 奈良支店長
同	高田 知彦	同 奈良中央信用金庫 理事長
同	谷垣 孝彦	同 奈良県 産業・観光・雇用振興部長
同	田村 好美	同 奈良信用金庫 理事長
同	坪内 洋之	同 商工組合中央金庫 奈良支店長
同	出口 武男	同 奈良県中小企業団体中央会 特別顧問
同	橋本 隆史	同 南都銀行 取締役頭取
同	東尾 稔	同 奈良県銀行協会 専務理事
同	平岩 光顕	同 りそな銀行執行役員 奈良地域担当
同	榊井 博	同 奈良県商工会連合会 専務理事
同	松井 正剛	同 奈良県市長会 代表
同	峯川 郁朗	同 奈良県商工会議所連合会 常任幹事
同	森川 善隆	同 大和信用金庫 理事長
監事	米田 昌司	常勤
監事	川崎 祥記	非常勤 弁護士
監事	森田 洋平	非常勤 公認会計士

令和3年4月1日現在

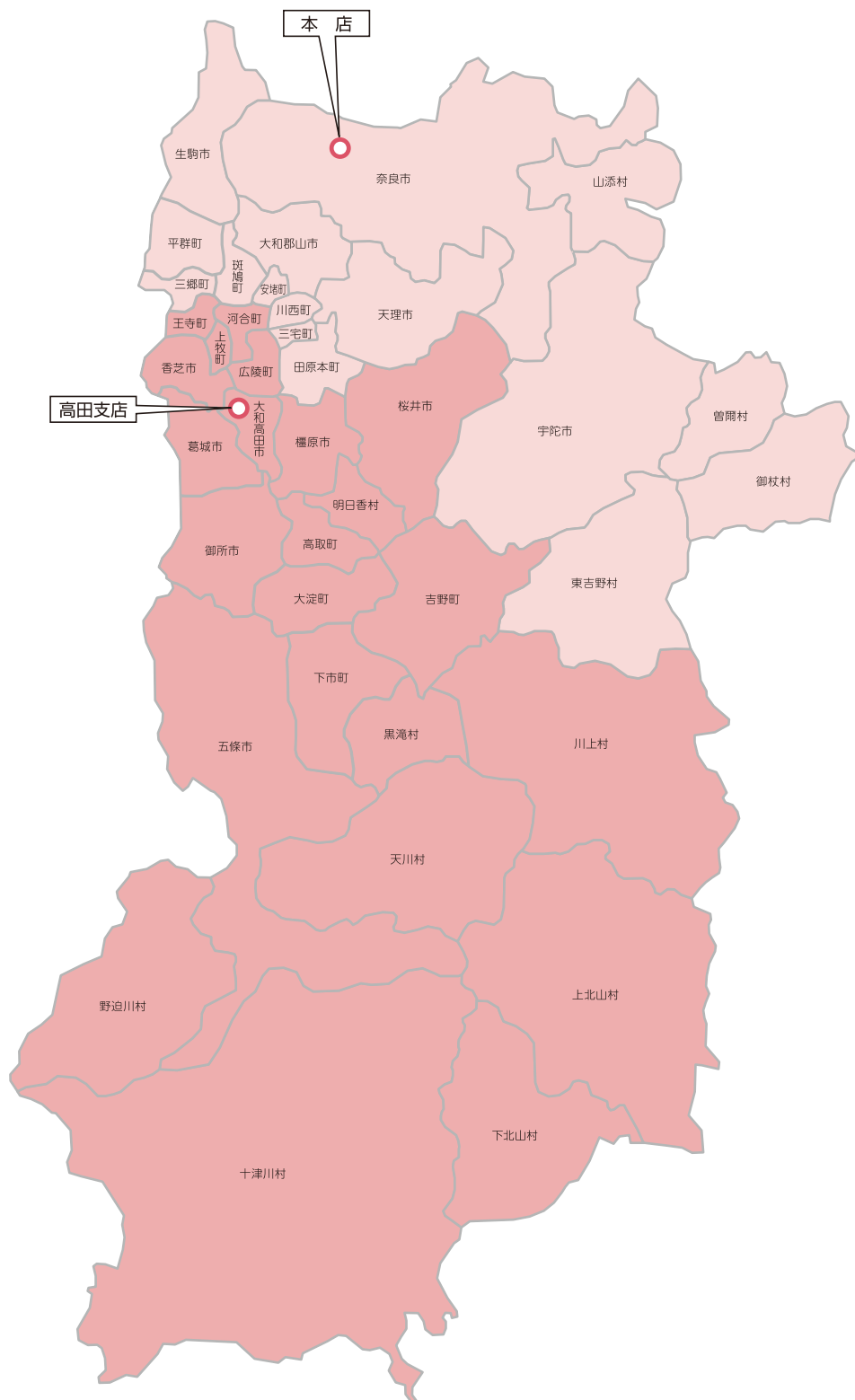


担当地域と事務所のご案内

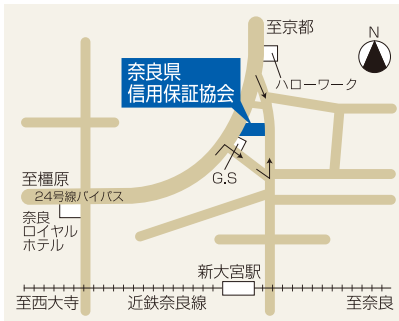
担当地域

- ・本店 保証課下図参照
- ・本店 経営支援課、創業支援課奈良県全域
- ・高田支店.....下図参照

※平成30年4月1日より桜井市・王寺町・上牧町・河合町が高田支店管轄となりました。



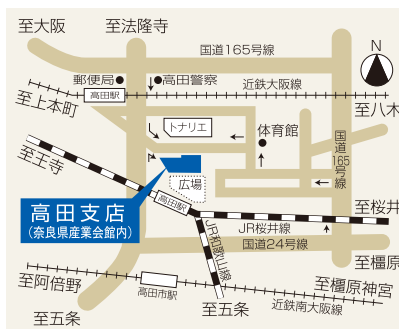
■本 店



所在地 〒630-8668 奈良市法蓮町163-2

本 店		
総務企画部	TEL.0742-33-0551	FAX.0742-35-4501
	TEL.0742-33-0548	
経営支援部		
保証課	TEL.0742-33-0552	FAX.0742-33-0553
創業支援課		
経営支援課		
管理部		
管理課	TEL.0742-33-0554	FAX.0742-33-3883
代位弁済グループ	TEL.0742-33-0555	
検査室	TEL.0742-33-0512	

■高田支店



所在地 〒635-0015 大和高田市幸町2-33
(奈良県産業会館内)

高 田 支 店 TEL.0745-22-9551 FAX.0745-22-9558

発行：2021年9月

奈良県信用保証協会 総務企画部

表紙：上北山村 大台ヶ原



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会

<https://www.nara-cgc.or.jp>

奈良県信用保証協会 |

